

資料編

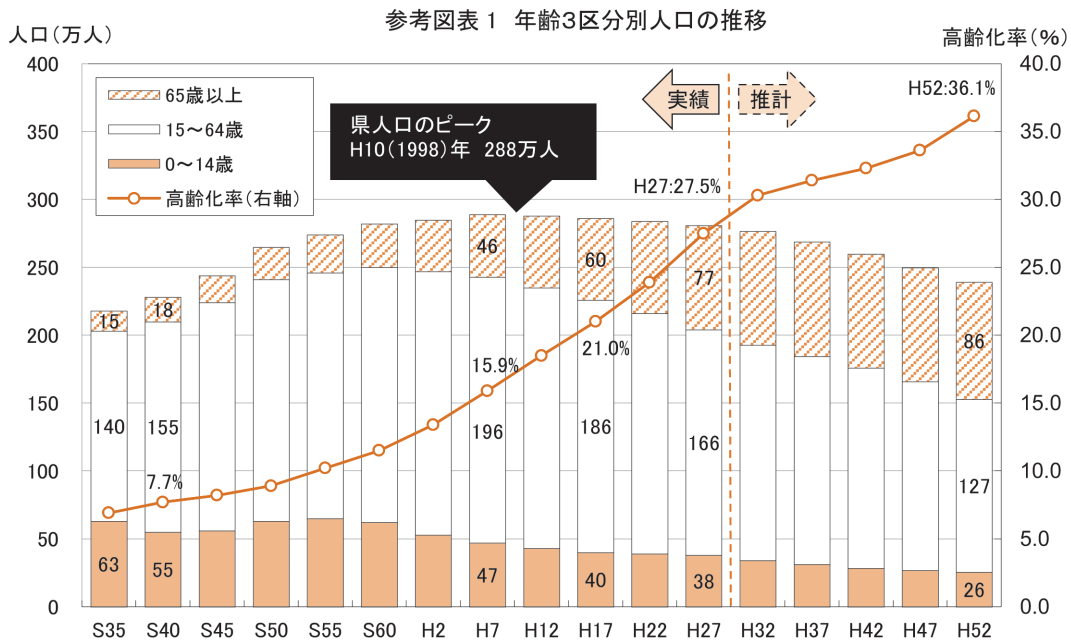
1 障害者の状況等

(1) 人口の動向

ア 人口構造

本県の平成27（2015）年10月1日現在の年齢別人口は、年少人口（15歳未満）が375,890人、生産年齢人口（15歳から64歳）が1,662,522人、高齢者人口（65歳以上）が774,440人となっています。

高齢化率（65歳以上の人口割合）は、昭和40（1965）年に7%を超えて高齢化社会となり、平成7（1995）年に14%を超え高齢社会に、平成17（2005）年には21%を超えて超高齢社会が到来し、その後も年々上昇を続けています。



資料：昭和35（1960）年～平成27（2015）年の実績値は国勢調査
 平成32（2020）年以降の推計値は「日本の地域別将来推計人口（平成25（2013）年3月推計）」
 （国立社会保障・人口問題研究所）

イ 人口分布状況

県内の市町は、政令市や中核市といった人口規模の大きな自治体が沿岸部に集中する一方で、内陸部や島しょ部では小規模の町が多くなっています。

参考図表 2 市町別人口と県人口に占める割合

市町名	人口(人)	割合	市町名	人口(人)	割合
広島市	1,194,034	42.0%	安芸高田市	29,488	1.0%
呉市	228,552	8.0%	江田島市	24,339	0.9%
竹原市	26,426	0.9%	府中町	51,053	1.8%
三原市	96,194	3.4%	海田町	28,667	1.0%
尾道市	138,626	4.9%	熊野町	23,755	0.8%
福山市	464,811	16.3%	坂町	12,747	0.4%
府中市	40,069	1.4%	安芸太田町	6,472	0.2%
三次市	53,615	1.9%	北広島町	18,918	0.7%
庄原市	37,000	1.3%	大崎上島町	7,992	0.3%
大竹市	27,865	1.0%	世羅町	16,337	0.6%
東広島市	192,907	6.8%	神石高原町	9,217	0.3%
廿日市市	114,906	4.0%	広島県	2,843,990	100.0%

資料：平成27（2015）年国勢調査

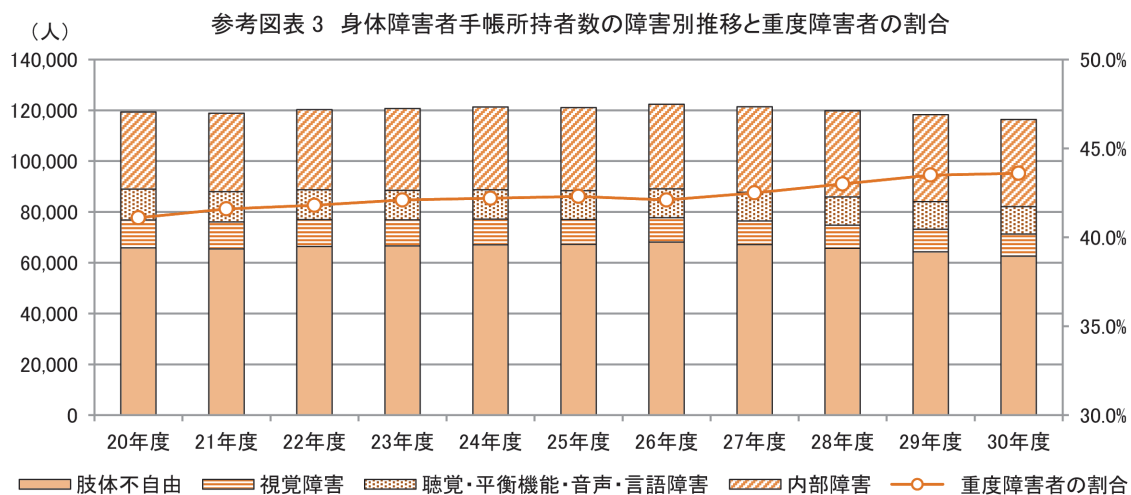
(2) 障害者等の現状

ア 身体障害児（者）

平成30（2018）年度（前年度3月31日現在）の身体障害者手帳所持者数は116,393人で、平成20（2008）年度の119,333人から2,940人（2.5%）減少しています。

重度身体障害者（身体障害者手帳所持者のうち1級及び2級）の割合については、平成20（2008）年度の41.1%から平成30（2018）年度には43.6%へと2.5ポイント増加しています。

年齢別では65歳以上の障害者の割合が増加しており、ここ5年間で3.3ポイント増加しています。

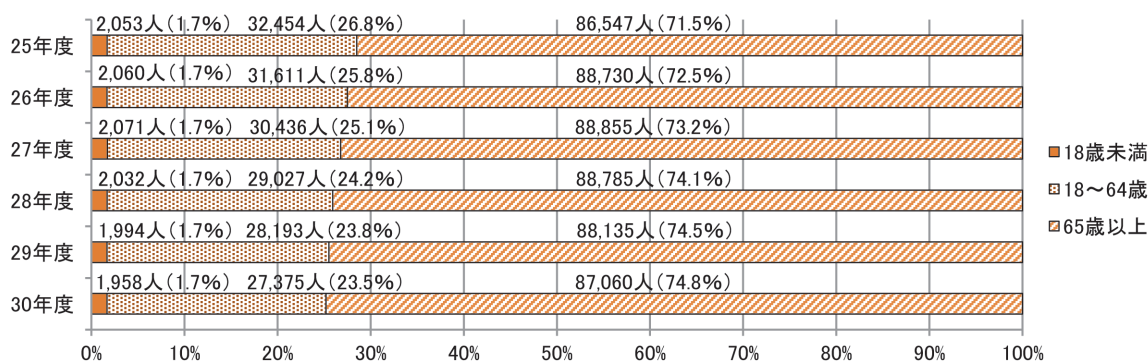


(単位：人)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
肢体不自由	65,873	65,443	66,396	66,648	67,080	67,222	68,143	67,140	65,687	64,302	62,613
視覚障害	10,933	10,633	10,528	10,252	10,059	9,781	9,568	9,321	9,096	8,878	8,663
聴覚障害者等	12,209	11,904	11,809	11,610	11,585	11,358	11,329	11,268	11,100	10,927	10,762
内部障害	30,318	30,859	31,506	32,168	32,601	32,693	33,361	33,633	33,961	34,215	34,355
計	119,333	118,839	120,239	120,678	121,325	121,054	122,401	121,362	119,844	118,322	116,393
重度障害者 (1～2級) (全体に 占める割合)	49,021 41.1%	49,489 41.6%	50,283 41.8%	50,811 42.1%	51,257 42.2%	51,159 42.3%	51,477 42.1%	51,562 42.5%	51,501 43.0%	51,440 43.5%	50,776 43.6%

※前年度3月31日現在（広島市、呉市及び福山市を含む）

参考図表4 身体障害者手帳所持者の年齢別構成比の推移

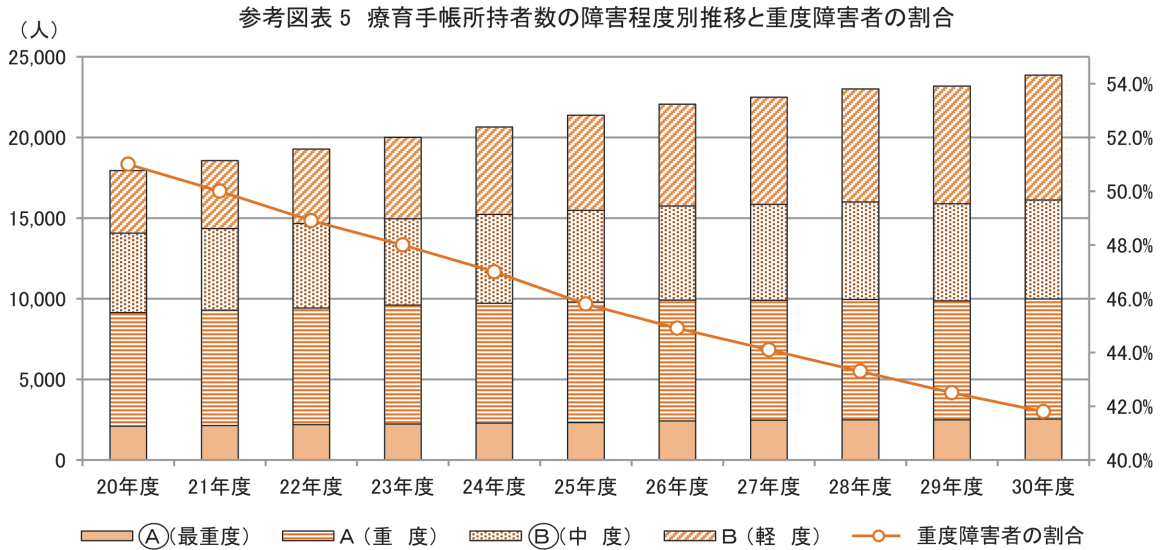


イ 知的障害児（者）

平成30（2018）年度（前年度3月31日現在）の療育手帳所持者数は23,863人で、平成20（2008）年度の17,941人から5,922人（33.0%）増加しています。

障害程度別では、B（軽度）の知的障害者の伸び率が大きくなっています。

重度知的障害者（療育手帳所持者のうち㊸及A）の割合については平成20（2008）年度の51.0%が平成30（2018）年度には41.8%へ減少していますが、人数は9,141人から9,983人へと9.2%増加しています。

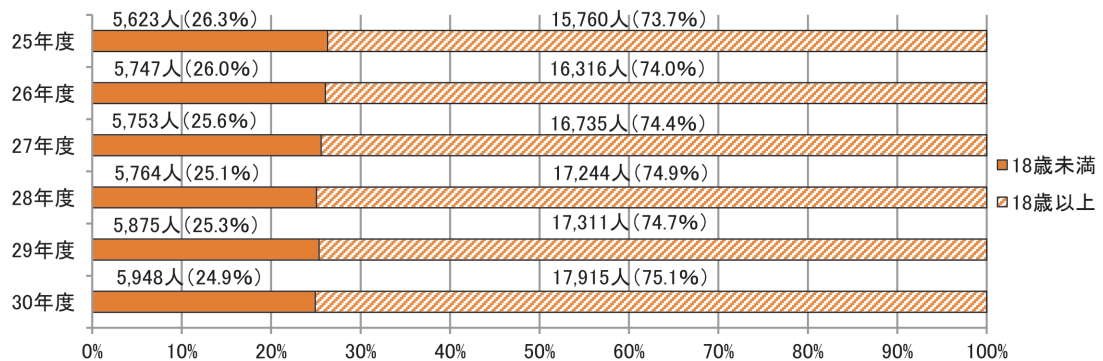


(単位：人)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
㊸(最重度)	2,096	2,144	2,186	2,227	2,286	2,319	2,416	2,465	2,486	2,492	2,534
A(重度)	7,045	7,141	7,241	7,379	7,430	7,478	7,498	7,442	7,469	7,369	7,449
㊹(中度)	4,924	5,068	5,235	5,352	5,506	5,686	5,836	5,942	6,043	6,032	6,139
B(軽度)	3,876	4,208	4,610	5,037	5,421	5,900	6,313	6,639	7,010	7,293	7,741
計	17,941	18,561	19,272	19,995	20,643	21,383	22,063	22,488	23,008	23,186	23,863
㊸+A (全体に占める割合)	9,141 51.0%	9,285 50.0%	9,427 48.9%	9,606 48.0%	9,716 47.0%	9,797 45.8%	9,914 44.9%	9,907 44.1%	9,955 43.3%	9,861 42.5%	9,983 41.8%

※前年度3月31日現在（広島市、呉市及び福山市を含む）

参考図表6 療育手帳所持者の年齢別構成比の推移

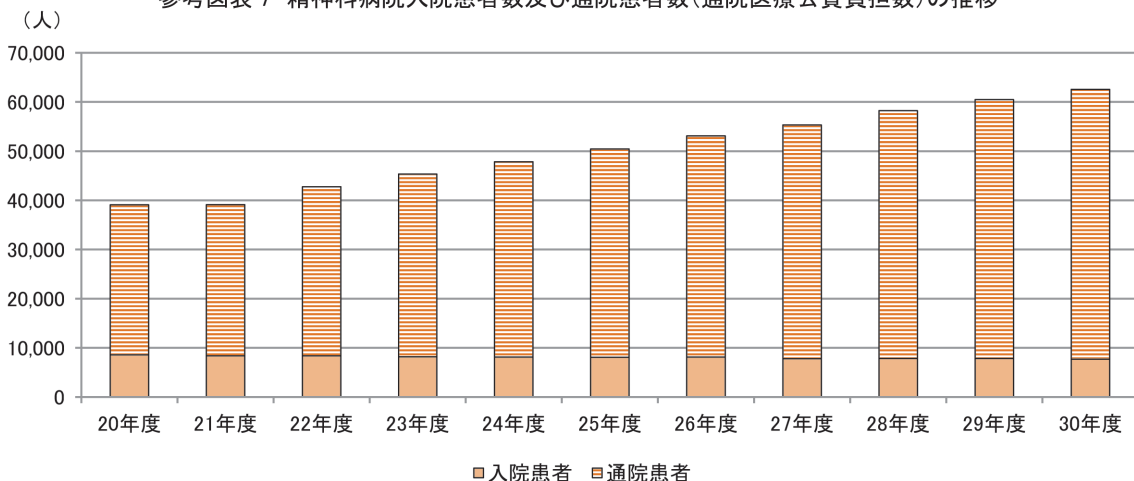


ウ 精神障害者

精神障害者入院患者数は、平成20（2008）年度（6月30日現在）の8,577人から平成30（2018）年度（前年度3月31日現在）には7,700人へと、この10年間で877人（10.2%）減少している一方、通院患者数は30,500人から54,840人へと24,340人（79.8%）増加しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成30（2018）年の31,623人で平成20（2008）年の15,987人からほぼ倍増しています。

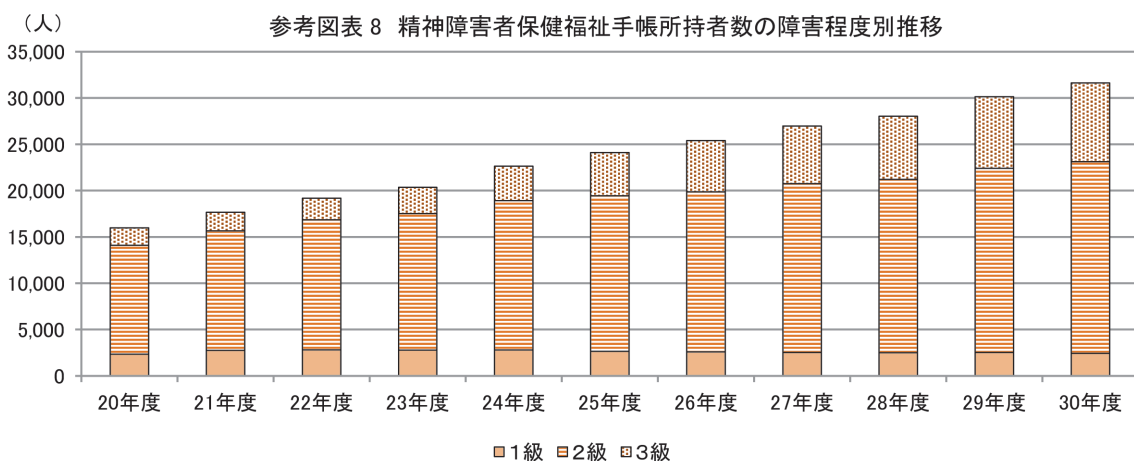
参考図表7 精神科病院入院患者数及び通院患者数(通院医療公費負担数)の推移



(単位：人)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
入院患者	8,577	8,369	8,383	8,186	8,125	8,079	8,122	7,797	7,818	7,839	7,700
通院患者	30,500	30,754	34,377	37,132	39,716	42,350	44,993	47,515	50,393	52,632	54,840
計	39,077	39,123	42,760	45,318	47,841	50,429	53,115	55,312	58,211	60,471	62,540

※各年度6月30日現在（広島市を含む）、平成30（2018）年度は3月31日現在



(単位：人)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
1級	2,338	2,759	2,818	2,784	2,788	2,654	2,593	2,510	2,492	2,517	2,432
2級	11,758	12,895	14,026	14,737	16,132	16,782	17,284	18,240	18,720	19,898	20,683
3級	1,891	1,996	2,331	2,838	3,723	4,671	5,524	6,228	6,820	7,726	8,508
合計	15,987	17,650	19,175	20,359	22,643	24,107	25,401	26,978	28,032	30,141	31,623

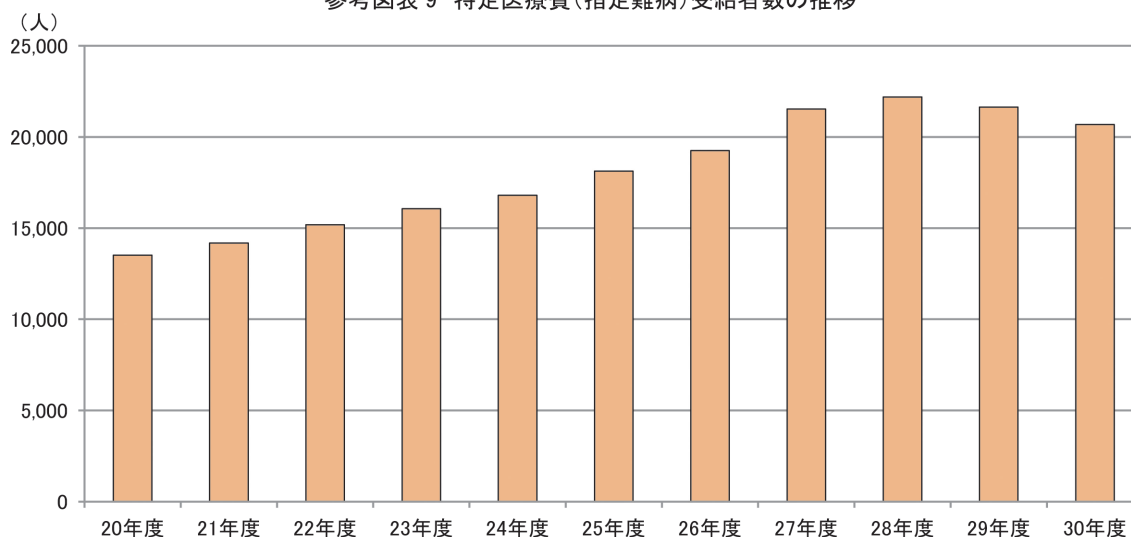
※前年度3月31日現在（広島市を含む）

エ 難病患者

平成30（2018）年度（前年度3月31日現在）の特定医療費（指定難病）受給者数は、20,685件となっています。

平成27（2015）年1月1日に「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」が施行され、平成30（2018）年3月31日現在、331の疾患が医療費助成の対象となる「指定難病」となっています。難病法施行後となる平成27（2015）年度以降の特定医療費（指定難病）受給者数は、概ね横ばいで推移しています。

参考図表9 特定医療費(指定難病)受給者数の推移



(単位：人)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
特定医療費(指定難病)受給者数	13,520	14,180	15,181	16,067	16,805	18,126	19,248	21,530	22,191	21,638	20,685

※前年度3月31日現在（広島市を含む）

平成27（2015）年度以前は、特定疾患医療治療研究事業承認数

オ 発達障害児（者）

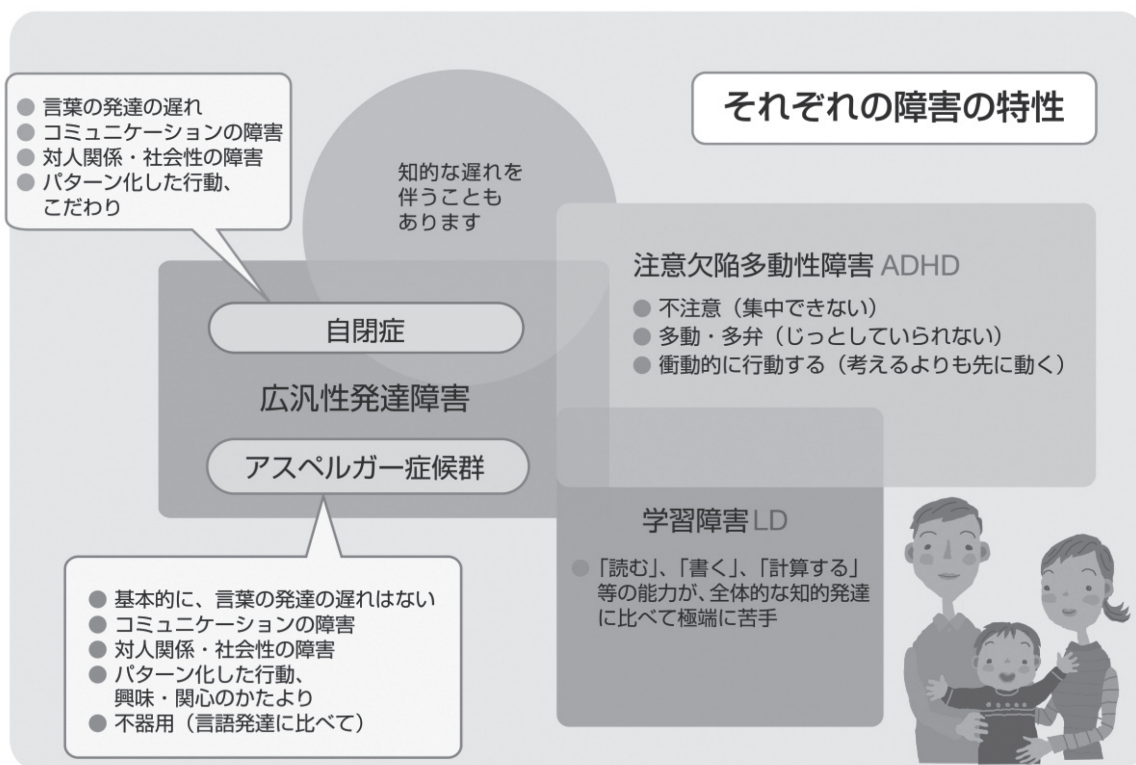
広島県内の発達障害者（児）数は明らかになっていませんが、文部科学省が平成24（2012）年2月から3月にかけて実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」では、全国の公立小中学校の通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒の割合（推定値）は6.5%という結果が出ています。

なお、本県では、平成17（2005）年10月から「広島県発達障害者支援センター」を設置しており、平成29（2017）年度の支援件数は、延べ1,021件となっています。

支援の内容では、発達障害児（者）に対する就労支援の占める割合が増加傾向にあります。

》 発達障害

発達障害者支援法では、発達障害とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。」とされています。



(3) 障害者を取り巻く環境の変化

ア 障害者施策に係る主な法改正等

年 月	内 容
平成23（2011）年6月 [H24. 10 施行]	「障害者虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律」成立 ① 障害者に対する虐待の防止 ② 発見者の市町への通報義務 ③ 市町長の立入調査 ④ 市町障害者虐待防止センターの設置 ⑤ 都道府県障害者権利擁護センターの設置
平成23（2011）年7月 [H24. 8 施行]	「障害者基本法の一部を改正する法律」成立 ① 障害者の定義の見直し ② 地域社会における共生等
平成24（2012）年6月 [H25. 4 施行]	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」成立 ① 公契約における障害者の就業を促進するための措置等 ② 障害者就労施設等の供給する物品等に関する情報の提供
平成24（2012）年6月 [H25. 4 一部施行] [H26. 4 施行]	「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」成立 ① 障害者自立支援法の法律名を変更（障害者総合支援法） ② 障害者の範囲に難病等を追加 ③ 重度訪問介護の対象拡大
平成25（2013）年6月 [H28. 4 施行]	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の成立 ① 差別的取扱いの禁止，合理的配慮の不提供の禁止 ② 差別の解消の推進に関する基本方針を策定
平成25（2013）年6月 [H28. 4 一部施行] [H30. 4 施行]	「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の成立 ① 障害者に対する差別の禁止，合理的配慮の提供義務，苦情処理・紛争解決援助 ② 法定雇用率の算定基礎の見直し
平成25（2013）年6月 [H26. 4 一部施行] [H28. 4 施行]	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」の成立 ① 精神障害者の医療の提供を確保するための指針の策定 ② 保護者制度の廃止，医療保護入院の見直し，精神医療審査会に関する見直し
平成26（2014）年1月	「障害者権利条約」の批准
平成26（2014）年5月 [H27. 1 施行]	「難病の患者に対する医療等に関する法律」の成立 ① 難病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立 ② 難病の医療に関する調査及び研究の推進 ③ 療養生活環境整備事業の実施
平成28（2016）年4月 [H28. 8 施行]	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の成立 ① 地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進 ② 成年後見制度の利用に関する体制の整備
平成28（2016）年5月 [H28. 8 施行]	「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の成立 ① 発達障害者の定義の見直し ② 発達障害者の支援等のための施策の強化 ③ 発達障害者支援地域協議会の設置
平成28（2016）年5月 [H28. 6 一部施行] [H30. 4 施行]	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の成立 ① 地域生活や就労定着に向けた支援を行うサービスの新設等 ② 医療的ケアを要する障害児に対する支援 ③ 障害福祉サービス等の情報公表制度の創設

年 月	内 容
平成30（2018）年5月 [H30. 11 一部施行] [H31. 4 施行]	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」成立 ① 公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進 ② バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化 ③ 更なる利用し易さ確保に向けた様々な施策の充実
平成30（2018）年6月 [H30. 6 施行]	「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」成立 ① 障害者による文化芸術活動の推進に関する基本計画の策定 ② 文化芸術を鑑賞・創造する機会の拡大、権利保護の推進 ③ 文化芸術の作品等の発表の機会の確保、文化芸術活動を通じた交流の促進

イ 障害者権利条約

- 全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした「障害者権利条約」が平成18（2006）年12月に国連総会で採択され、平成20（2008）年5月に発効しました。
- この条約に関する諸提案について検討するため設置された「アドホック委員会」では、障害者団体も同席し、発言する機会が設けられました。それは、障害当事者の間で使われているスローガン「“Nothing About Us Without Us”（私たちのことを、私たち抜きに決めないで）」にも表れているとおり、障害者自身が主体的に関与しようとの意向を反映し、名実ともに障害者のための条約を起草しようとする、国際社会の総意でもありました。
- 国連総会で条約が採択された翌年の平成 19（2007）年9月、日本は障害者権利条約に署名しました。国内では、障害者権利条約の締結に先立ち、国内法の整備をはじめとする諸改革を進めるべきとの障害当事者等の意見も踏まえ、平成 21（2009）年 12 月に「障がい者制度改革推進本部」を設立し、条約締結に向けて集中的に国内法制度改革を進めていくこととしました。これにより、障害者基本法の改正、障害者総合支援法の成立、障害者差別解消法の成立および障害者雇用促進法の改正など、障害者のための様々な制度改革が行われています。
- 日本は平成 25（2013）年 12 月に条約締結のための国会承認を経て、平成 26（2014）年 1 月 20 日に批准書を国連に寄託し、140 番目の締約国となりました。同年 2 月 19 日から日本で条約の効力が生じています。
- 日本がこの条約を締結したことにより、障害者の権利の実現に向けた取組を一層強化し、人権尊重についての国際協力も一層推進していく必要があります。

2 用語解説

※ページは「第2章 分野別施策の基本的方向」の掲載箇所としています。

	用語	解説	ページ
あ	あいサポーター	「あいサポーター研修」の受講を原則とし、様々な障害の特性や配慮の仕方を理解し、日常生活でちょっとした配慮を実践する方。 平成30(2018)年3月現在 184,193人	13, 18
	あいサポート運動企業・団体	社員等を対象として、テキスト「障害を知り、共に生きる」を読むことを推奨することや、「あいサポーター研修」などに取り組む企業・団体。 平成30(2018)年3月現在 611企業・団体	29, 33
	あいサポーター研修	テキスト「障害を知り、共に生きる」を使用して、様々な障害特性、障害のある方が困っていること、配慮の仕方やちょっとした手助けの方法などを把握し、理解を深めるための研修。	19, 29, 33
	I C T	情報通信技術。 Information and Communication Technologyの略。	13, 28, 33, 37, 84
	アクセシビリティガイドライン	高齢者や障害者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報にアクセスして利用できるようにするために、総務省策定の「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に沿って、ページ作成時の遵守事項を分かりやすくまとめたもの。	36
い	医療型児童発達支援	18歳未満の上肢、下肢又は体幹の機能に障害のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援及び治療を行うサービス。	52
	医療型障害児入所施設	18歳未満の障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行う施設。	13, 49, 52, 57, 66
	医療関連産業クラスター	医療機器関連事業者（部品・部材供給、包装・表示・保管、修理等のサービス業を含む）、福祉（介護・健康）機器関連事業者が集積し、地域のリソース（人材・技術・施設、機関）が有機的なネットワークを構築して、イノベーションが持続的に創出されている地域。	83
	医療的ケア児	N I C U（新生児集中治療室）等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害児。	12, 13, 53, 57, 58
う	運転適性相談	運転適性（自動車等の安全な運転に必要な能力等）についての相談業務。	63
え	S N S	登録された利用者同士が交流できるW e bサイトの会員制サービス。 Social Networking Serviceの略。	16

	用語	解説	ページ
え	NICU	低体重児や先天的に重篤な疾患がある新生児に対応するための設備と医療スタッフを備えた集中治療室（新生児集中治療室）。 Neonatal Intensive Care Unit の略。	49, 57, 58
お	オレンジドクター	もの忘れ・認知症の相談が可能である医師として、広島県が認定した医師。 広島県医師会、広島県病院協会及び広島県精神科病院協会の協力を得て、高齢者が日ごろ受診する主治医（かかりつけ医）に認知症に関して気軽に相談できるよう、かかりつけ医認知症対応力向上研修、認知症サポート医養成研修等の所定の研修修了者を「もの忘れ・認知症相談医」（オレンジドクター）に認定し、広島県のホームページで公表している。	44, 57
	音声コード	紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変えるための二次元のバーコード。 一つの音声コード（18 mm四方）に約 800 文字が収録可能で、音声コードを読み取り、音声出力するためには、活字文書読み上げ装置を用いるほか、無料の読み上げアプリ（Uni-voice blind）によりスマートフォンやタブレット等での読み上げができる。	36
き	技能検定	特別支援学校高等部の知的障害のある生徒に目標と自信をもたせ、働く意欲の向上を図り、企業等への就労支援を目的とした検定。 年2回実施しており、清掃、接客、ワープロ、流通・物流、食品加工の5分野で級の認定を行っている。	27
	義務教育学校	一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する新しい種類の学校。 心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的としている。	14
	救命救急センター	二次救急医療機関では対応が困難な複数の診療科領域にわたる重篤な傷病者等に対し、24 時間体制で高度な医療を総合的に提供する医療機関。	44
	共同生活援助（グループホーム）	障害者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うサービス。	66
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害のある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の付与並びに生活能力向上のために適切かつ効果的な支援を行うサービス。	52
く	クローズドキャプション	表示・非表示を切り替えることができる字幕のことで、映像内に使われている音声情報の内容を、聴覚障害者に伝えるために文字情報として表示する技術のこと。	36

	用語	解説	ページ
け	県営住宅再編5箇年計画	県民の安心な暮らしづくりを推進するために、老朽化が進行しつつある県営住宅の更新を、今後の人口と世帯数の減少を見据えて計画的に進めるための実施方針や、少子高齢化の進展への対応に向けた取組方針等を定めた計画。	77
	建設工事等及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格	県が発注する建設工事等の競争入札等に参加しようとする者が認定を受ける必要のある資格。 入札参加資格申請は、隔年で受け付けている。	32
	県立視覚障害者情報センター	県内の視覚障害者に対し点字図書や録音図書等の貸出・閲覧などを行う情報提供サービスや、点字図書や録音図書等を製作するボランティアの育成などを行っている施設。	36
	県立総合技術研究所	工業、食品製造、農林水産業及び保健環境の複数の技術分野を持つ8つの技術センターからなる公設の研究機関。	83
こ	公営住宅等長寿命化計画	高度経済成長期に建設された大量の県営住宅のストックが一斉に更新時期を迎えることを踏まえ、既存ストックの有効活用及び長寿命化による事業の平準化を行い、ライフサイクルコストの縮減に向けた取組等を定めた計画。	77
	高次脳機能障害	脳の損傷によって、注意力や記憶力、感情のコントロールなどの能力に問題が生じ、そのために日常生活や社会生活が困難になる障害。	42, 47, 54
	合理的配慮	障害者が日常生活又は社会生活において受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くため、その実施に伴う負担が過重でない場合に、特定の障害者に対して、個別の状況に応じて講じられるべき措置のこと。	14, 15, 18, 21, 25, 29
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー法）	高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合を求めるとともに、駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置などを定めた法律。 一体的・総合的なバリアフリー施策を推進するために、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物建築の促進に関する法律」（通称：ハートビル法）と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（通称：交通バリアフリー法）を統合拡充して平成18（2006）年に公布。	76
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。通称：バリアフリー法。）に基づき、県が管理する県道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定めた条例。 バリアフリー法では、特定道路の新設又は改築を行うときは、この条例に定める基準に適合させなければならない（義務）こと、それ以外の道路については、この条例に定める基準に適合させるよう努めなければならない（努力義務）ことが定められている。	76

	用語	解説	ページ
こ	高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例	高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。通称：バリアフリー法。）に基づき，県が設置する都市公園に係る移動等円滑化のために必要な園路，駐車場，便所などの特定公園施設の構造等の基準を定めた条例。	77
	こころの電話	臨床心理士などによる，こころの健康に関する問題や悩み事などの電話相談窓口。 電話番号：082-892-9090	43
	こども家庭センター	児童虐待や少年非行，配偶者からの暴力（DV）など，子供や家庭の問題に対応するため，「児童相談所」，「知的障害者更生相談所」，「婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）」の機能を統合した，総合的な相談支援機関。	69
	個別の教育支援計画	特別な支援を必要とする幼児児童生徒について，医療，福祉，労働等の関係機関との連携を図るための長期的な視点に立って作成する計画。 この計画には，本人や保護者の願い，長期の支援目標，支援を行う関係機関等を記載する。	26
	個別の指導計画	特別な支援を必要とする幼児児童生徒の指導を行うために作成する詳細な計画。 個別の教育支援計画に比べ短期的な計画であり，実態把握で分かったこと，学習面や生活面での指導目標，手立て，評価等を記載する。	13, 26
さ	サービス管理責任者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく特定の障害福祉サービスを実施する事業者が指定を受ける際の人員基準において，事業所に配置する必要がある責任者。次の役割を担う。 ① 個々のサービス利用者のアセスメントや個別支援計画の作成，定期的な評価などの一連のサービス提供プロセス全般に関する責任 ② 他のサービス提供職員に対する指導的役割	72
	サピエ	視覚障害者及び視覚による表現の認識に障害のある方々に対して点字，デージーデータをはじめ，暮らしに密着した地域・生活情報などさまざまな情報を提供するネットワーク。 日本点字図書館がシステムを管理し，全国視覚障害者情報提供施設協会が運営。	37
し	事業所工賃向上計画	国の工賃向上計画を推進するための基本的な指針において，全ての就労継続支援B型事業所が作成することとされている目標工賃額，各年度の具体的な取組方策などからなる計画。	34
	自主防災組織	住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織。防災対策を進める上で重要とされる，自助（自らが自分を守る），公助（消防など行政が働く）と並び，住民が互いに助け合う「共助」の要とされる。	13, 79

	用語	解説	ページ
し	指定発達支援医療機関	独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であって、厚生労働大臣が指定する、医療型児童発達支援（18歳未満の上肢、下肢又は体幹の機能に障害のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援及び治療を行うサービス）を行う医療機関。	52, 66
	児童発達支援(センター)	児童発達支援は、未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導及び知識技能の付与、並びに集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うサービス。 児童発達支援センターは、通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行うとともに、その有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族の相談支援、障害児を預かる施設への援助・助言を行う（地域の中核的な支援施設）。 センター以外の事業所は、専ら、通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行う。	52, 58
	児童発達支援管理責任者	児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害児通所支援及び障害児入所支援の事業指定を受ける際の人員基準において、事業所（施設）に配置する必要がある責任者。次の役割を担う。 ① 個々のサービス利用者のアセスメントや個別支援計画の作成、定期的な評価などの一連の支援提供プロセス全般に関する責任 ② 他のサービス提供職員に対する指導的役割	72
	市民後見人	弁護士や司法書士などの資格は持たないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた良質の第三者後見人等の候補者。	22
	若年性認知症支援コーディネーター	若年性認知症の人や家族が直面する様々な悩みや不安に、医療・介護・福祉・行政・労働などの関係者と連携しながら、相談対応や、支援ネットワークの構築を推進するスタッフ。	44
	周産期母子医療センター	周産期（妊娠22週から出生後7日未満）において、合併症妊娠、胎児・新生児異常等母体又は児にリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等を行い、必要に応じて関係診療科又は他の施設と連携し、産科合併症以外の合併症を有する母体に対応することができる総合周産期母子医療センターと、比較的な高度な医療行為を行うことができる地域周産期母子医療センターがある。	44
	住宅確保要配慮者	低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭、外国人等の住宅の確保に特に配慮を要する者。	67
	住宅セーフティネット	住宅市場の中で、自力では住宅を確保することが困難な方々が、それぞれの所得、家族構成、身体状況等に応じた住宅を確保できるような公営住宅の供給をはじめとする様々な仕組み。	66

	用語	解説	ページ
し	重点研究事業	県内の地方公共団体、公的機関及び公共的団体から提案された地域課題の解決に資する研究を県立広島大学において実施する事業。	84
	重度心身障害児（者）医療費公費負担制度	疾病に対する抵抗力が弱く、医療機関に受診する機会の多い重度心身障害者（児）の医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。県内全市町で実施している。 【対象者】身体障害者手帳1級～3級 療育手帳㉔、A、㉕	45
	就労継続支援事業（所） （A型・B型）	生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行う障害者を対象としたサービス。利用対象者は次のとおり。 A型（雇成型）：企業等に就労することが困難な者に、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者。 B型（非雇成型）：就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者。	21, 31, 33, 61, 70
	障害児保育	障害児保育施設で障害児複数あるいは個人に指導を行う場合と、保育所や幼稚園で健常児と一緒に保育する場合がある。	53
	障害者虐待防止ネットワーク推進会議	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第39条の規定に基づき、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、関係機関や民間団体等との連携協力体制の整備を推進することを目的とした会議。	21
	障害者差別解消支援地域協議会	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条に基づき、地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして組織できるとされた協議会。広島県では、学識経験者、障害当事者団体、教育、福祉、保健・医療、事業者団体、法曹、国・県の行政機関で構成。	15
	障がい者スポーツ指導員	多様な障害者のスポーツ活動に対応するため、専門的な知識を活かし、安全にスポーツ活動の援助を行うことにより、スポーツを通じて障害者の生活の質の向上に寄与することを目的として、公益財団法人日本障害者スポーツ協会が公認する指導者。	39
	障害者週間	平成16（2004）年6月改正の障害者基本法により、「国際障害者デー」である12月3日から我が国の「障害者の日」である12月9日までの1週間を「障害者週間」とし、この期間を中心に、障害の有無にかかわらず、誰もが暮らしやすい共生社会の実現を目指し、障害者の自立及び社会参加の推進を目的とした普及啓発活動等の取組を展開。	15

	用語	解説	ページ
し	障害福祉サービス等情報公表制度	<p>利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資することを目的として、事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することを求め、その内容を公表する仕組み。</p> <p>独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報検索」を利用することで、全国の指定障害福祉サービス等施設・事業所の情報をインターネットで入手可能。</p>	54
	消費者被害	<p>消費に伴い発生する消費者（個人）の被害。製品の欠陥やサービス等によって発生する「生命・身体に関する被害（製品事故等）」と製品の欠陥やサービス等によって発生する「財産に関する被害（悪質商法等）」など。</p>	12, 81, 83
	ジョブサポートティーチャー	<p>特別支援学校において、就職支援の充実のために、生徒への面接指導、個々の生徒の実態把握に基づく企業開拓、ハローワーク等の関係機関との連携、教職員研修の講師等の業務を専任で行う者。</p>	27
	自立訓練（機能訓練）	<p>障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通所させ又は障害者の居宅を訪問して、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行うサービス。</p>	61
	自立支援医療（育成医療，更生医療，精神通院医療）	<p>心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。各制度の対象者は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育成医療：身体に障害を有する児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる18歳未満の者。 ・更生医療：身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる18歳以上の者。 ・精神通院医療：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者。 	44, 69
	自立生活援助	<p>居宅において単身等で生活する障害者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問，相談対応等により，居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し，必要な情報の提供及び助言並びに相談，関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行うサービス。</p>	61

	用語	解説	ページ
し	人権週間	昭和 23 (1948) 年 12 月 10 日に「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とする「世界人権宣言」が国際連合で採択されたことを受け、翌年から法務省と全国人権擁護委員連合会が、同日を最終日とする 1 週間 (12 月 4 日～10 日) を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚を図るための各種啓発活動を実施。	15
	心身障害者扶養共済制度	心身障害者を扶養している保護者が、相互扶助の精神に基づき、その生存中一定額の掛金を納入し、保護者が死亡した場合 (又は重度障害者となった場合) 残された心身障害者に年金を支給することによって、心身障害者の生活の安定と福祉の増進を図る制度。	65
せ	精神科救急医療施設	緊急に治療を必要とする精神疾患を有する方に対して 24 時間対応で診療 (入院も含む) に応じることができる精神科の病院。県内の西部、東部ブロックで輪番制をとっている。	45
	精神科救急情報センター	精神疾患のある方やその家族の方から電話相談 (24 時間応需) を受け付け、情報を提供し、必要に応じて各医療機関との連携を行う組織。	44
	精神保健福祉相談員	市町、精神保健福祉センター及び保健所において、精神保健福祉に関する相談に応じ、必要な助言を行う職員。精神保健福祉相談員は、精神保健福祉士か医師、認定講習を受けた保健師等で都道府県知事又は市町村長が任命する。	42
	成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者 (成年後見人等) を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。	23, 64
	世界自閉症啓発デー	平成 19 (2007) 年 12 月 18 日の国連総会において、毎年 4 月 2 日を「世界自閉症啓発デー」とすることが決議され、加盟国に対し、自閉症に対する世論の認識を高めるため「世界自閉症啓発デー」を記念すること、社会全体で自閉症の子どもに対する認識の向上を図る措置を講じることが求められることとなった。 「世界自閉症啓発デー」には、ランドマークのブルーライトアップ等、世界各地で様々な普及啓発の取組が行われている。	16
	摂食嚥下障害	摂食嚥下とは、食べ物を見て、口に取り込み、噛み砕いて、舌で塊をつくり、飲み込むことをいい、摂食嚥下障害とは、食物が円滑に口腔から胃に運ばれない状態のこと。飲み込めない場合と、飲み込んだ食物が途中でつかえて円滑に通過しない場合がある。摂食嚥下障害の原因は、口腔・咽頭・食道の炎症、腫瘍、認知症、脳血管障害、神経・筋疾患、加齢などがある。	43, 72

	用語	解説	ページ
せ	先天性代謝異常等検査	新生児期に行うフェニールケトン尿症，ガラクトース血症等の先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症等の検査。放置すると知的障害などの症状をきたすため，異常等を早期に発見することで，後の治療とあいまって障害を予防するもの。	44
そ	総合型地域スポーツクラブ	地域の子供から高齢者まで幅広い世代の人々が，各自の興味や関心・競技レベルに合わせて，さまざまなスポーツに触れる機会を提供する，多種目，多世代，多志向の地域密着型のスポーツクラブ。	40
た	代理投票	投票用紙に文字を記入できない選挙人のための制度。投票管理者に申請すると，補助者2名が定められ，その1人が選挙人の指示に従って投票用紙に記入し，もう1人が指示どおりかどうか確認する。	23
ち	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき，住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行うサービス。	62
	地域ケア会議	地域包括支援センター，市町等が主催し，支援が必要な高齢者の個別課題などについて，地域の医療，介護，住民代表等の多様な関係者が協議する会議。個別ケースの検討を重ねることにより，地域の共通課題を関係者で共有するとともに，課題解決に向けて関係者間のネットワーク化，新たな資源開発，施策化などを図っていく。	50, 56
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者につき，常時の連絡体制を確保し，障害の特性に起因して生じた緊急の事態等において，相談その他必要な支援を行うサービス。	62
	地域包括ケアシステム	支援や介護が必要な高齢者を対象に，医療，介護，予防，住まい，生活支援などのサービスが継続的，一体的に提供され，住み慣れた地域で，安心して生活できる体制が構築されていること。	12, 43, 54, 55, 72
	地域包括支援センター	地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に，総合相談支援，権利擁護，包括的・継続的ケアマネジメント支援，介護予防ケアマネジメントの4つの業務を一体的に実施する役割を担う地域の中核機関。平成18（2006）年度に創設され，市町又は社会福祉法人など市町から委託を受けた法人が運営し，保健師，主任介護支援専門員，社会福祉士等が従事する。	47, 50, 56
	地域リハビリテーション	障害者や高齢者が急性期から回復期を経て維持期へと移行する全課程を通じて，住み慣れた地域で状況に応じた適切な医療リハビリテーション，生活リハビリテーション及び職業リハビリテーションを受けることができる仕組み。	12, 50
	中等教育学校	前期中等教育（中学校などにおける教育）と後期中等教育（高等学校などにおける教育）を一貫して施すシステムをとる学校。中高一貫教育の実施形態の一つである。	14

	用語	解説	ページ
ち	長期療養児療育相談	慢性疾患に罹患していることにより、長期療養が必要な児童に対して、医療機関と連携し、保健所において、療養に関する相談・助言を行い、長期に療養が必要な児童の日常生活における健康の保持増進や保護者の不安軽減等の支援を実施。	44
つ	通級による指導	通常の学級に在籍している障害のある児童生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該児童の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態。	26, 27
て	デイジー（DAISY）	視覚障害などで活字の読みが困難な人のために製作されるデジタル図書の国際標準規格。デイジー図書は、インターネットからのダウンロードデータやCDなどにより、読みたい部分を検索して読めることや、大容量収録可能であることが特徴。 DAISYは、Digital Accessible Information Systemの略。	36
と	特定健康診査	平成20（2008）年4月から40～74歳の人を対象に国民健康保険や健康保険組合等の医療保険者に義務づけられたメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための健康診査。	42
	特定公園施設	公園の出入口と主要な公園施設との間の経路を構成する園路・広場、屋根付広場、休憩所、野外劇場、野外音楽堂、駐車場、便所、水飲場、手洗場、管理事務所、掲示板、標識などの施設。	77
	特定道路	生活関連経路を構成する道路法（昭和27年法律第180号）による道路のうち多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであって、通称バリアフリー法施行令第2条の規定により、国土交通大臣がその路線及び区間を指定したもの。	76
	特定保健指導	特定健康診査の結果をもとに、生活習慣病の予防・改善が必要と認められた人を発症リスクの程度に応じて2つのグループ（動機づけ支援・積極的支援）に分け、グループごとに生活習慣病に進行しないための保健指導を行う。	42
	特別支援学校教諭免許状	特別支援学校の教員が、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭免許状のほか、有していなければならない免許状。幼・小・中・高の教諭免許状を有する者は「当分の間」当該免許状を有していなくとも特別支援学校の相当する部の教諭等となることができる。	26
	特別支援教育コーディネーター	各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う者。	26
	都市公園	都市公園法（昭和31年法律第79号）に規定される公園又は緑地で、住民に対して休息、運動等の屋外レクリエーションの場として利用されるものや、優れた自然の風景地として保護及び利用されるものであり、遊園地、自然公園などもこれらに含まれる。	77

	用語	解説	ページ
な	難病医療協力病院	二次保健医療圏ごとに指定し、当該病院で確定診断が困難な患者や高度な治療を必要とする患者などを難病診療連携拠点病院などへ紹介したり、難病診療連携拠点病院などから、当該病院で治療可能な患者を受け入れたりするほか、地域の関係機関に対する指導・助言などを行う病院。	48
	難病診療分野別拠点病院	難病の各専門領域に対応する病院。難病医療協力病院・一般病院などで診断が困難な患者や高度な治療が必要な患者の受け入れや、身近な医療機関で治療が可能な患者を難病医療協力病院・一般病院などへ紹介するなどの診療連携を行う。	48
	難病診療連携拠点病院	都道府県における難病診療連携の拠点となる病院。難病医療協力病院・一般病院などで診断が困難な患者や高度な治療が必要な患者の受け入れや、身近な医療機関で治療が可能な患者の難病医療協力病院・一般病院などへの紹介などの診療連携や、遺伝子診断に係るカウンセリング、難病医療関係者への研修や都道府県内の難病診療体制に関する情報収集を行う。	48
	難病対策センター	難病医療専門員を配置し、難病患者の日常生活における様々な相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などの患者等支援を行うとともに、拠点病院及び協力病院との連絡調整、医療従事者等に対する研修の実施など難病対策の拠点として設置。	69
に	日常生活圏域	住民が日常生活を営んでいる地域として地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況等その他の条件を勘案して市町が定める区域。	55
	日本工業規格（JIS）	日本の工業製品に関する規格や測定法などが定められた日本の国家規格。なお、主に高齢者、障害のある人がウェブコンテンツを利用するときの情報アクセシビリティを確保し、向上させるために、コンテンツの企画、開発、制作、運用をするときに配慮すべき工業標準（JIS X 8341-3:2016）が定められている。	37
	認知症疾患医療センター	認知症疾患に係る鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに介護サービス事業者との連携を担う中核機関として、都道府県又は指定都市により指定を受けた医療機関。	44, 57
の	ノーマライゼーション	障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。	16
ひ	ピアカウンセリング事業	「ピア」とは、対等・仲間を意味し、専門職の医師や看護師と違って、同じ病気で悩み・苦しみなどを経験した患者・患者家族などが相談員（ピア・サポーター）として話を聞くため、同じ立場で気軽に話ができ、共感しながら相談することができるよう支援する事業。	70

	用語	解説	ページ
ひ	PDC Aサイクル	計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－改善（Action）の取組を循環させる経営管理の手法。	34
	避難確保計画	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）及び水防法（昭和24年法律第193号）の規定に基づき、土砂災害、洪水、高潮等によって被害発生が想定される地域にある社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設の管理者等に作成が義務付けられている、施設利用者の災害時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るための、防災体制、避難の誘導、避難の確保を図るための施設、避難訓練の実施等に関する計画。計画を作成したときは、市町長に報告することが求められている。	78
	避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする方。	13, 78
	避難行動要支援者に係る個別計画	避難行動要支援者の個人ごとに、「発災時に避難支援を行う者」、「避難支援の方法」や「避難場所、避難経路」などを具体的に定めた計画。	13, 80
	病院群輪番制	入院治療を必要とする重症救急患者に対応するための医療機関（二次救急医療機関）が、休日や夜間の診療について日を決めて順番に担当する制度。	43
	広島いのちの電話	こころの健康に関する問題や悩み事などの電話相談窓口で、24時間年中無休対応。 電話番号：082-221-4343	43
	ひろしま肝疾患コーディネーター	県が県・市町の保健師、医療機関の看護師や職域の健康管理担当者等を対象に実施する養成講習会を修了し、県から認定を受けて肝炎患者等の相談に応じる人。	47, 69
	広島県あんしん賃貸支援事業	低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭、外国人そのほか住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）が入居できる民間賃貸住宅の仲介を行う事業者（協力店）等の情報提供や居住支援を行うことにより、住宅確保要配慮者の入居をサポートする事業。	67
	広島県医療安全支援センター	医療に関する患者・住民の苦情・心配や相談などに専門の相談員が対応するとともに、医療機関、患者・住民などに対して、医療安全に関する助言及び情報提供等を行う組織。	70
広島県肝疾患患者フォローアップシステム	肝炎ウイルス検査で陽性とされた方を、継続的かつ適切な検査や治療につなげることを目的に、医療機関・保健所・市町と連携して広島県が運営するシステム。定期的に受診勧奨を行い、受診状況を確認する。	44	

	用語	解説	ページ
ひ	広島県居住支援協議会	低額所得者，被災者，高齢者，障害者，子供を育成する家庭，外国人そのほか住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議するため，地方公共団体，宅地建物取引業者，賃貸住宅を管理する事業を行う者，住宅確保要配慮者に対する居住支援を行う団体などにより組織された協議会。	67
	広島県高次脳機能地域支援センター	地域における高次脳機能障害に関する医療の相談窓口。	54
	広島県工賃向上に向けた取組	障害者が経済的に自立した地域生活を送れるよう，就労支援事業所において支払われる工賃の県全体の目標額とこれを達成するための取組方策を定めた計画。 平成 30（2018）年 8 月に策定した第 3 期計画では，平成 32（2020）年度末までの 3 年間を計画期間としている。	34
	広島県障害者社会参加推進センター	障害者の多種多様な需要の把握から対応までを一本化し，障害者自らによる社会参加推進施策の体系的，効果的な推進を図るとともに，障害者の地域における自立生活と社会参加の促進を図ることを目的とし，地域生活支援事業等の社会参加推進事業を実施するほか，社会参加推進のために必要な情報の収集及び提供，実施事業の評価・改善事項等の調査研究・提案等の業務を行う組織。	79
	広島県地域包括ケア推進センター	地域包括ケアシステムの構築に向け，県が実施主体となり，広域的に関係団体や市町への支援・助言を行う組織として，平成 24（2012）年 6 月に設置。	56
	広島県地域リハビリテーション広域支援センター	介護予防と生活の質の向上及び障害のある人々の自立や，社会参加を支援することを目的に県が指定する施設。地域住民の相談への対応に係る支援や市町，地域におけるリハビリテーション実施機関からの相談，技術支援及び人材派遣を行うとともに，必要に応じて，二次保健医療圏内の関係機関の連絡・調整や圏域内の地域包括支援センター等とのネットワーク化及び医療介護連携の推進，地域リハビリテーション推進に係る人材の育成及び研修を行う。	50
	広島県地域リハビリテーションサポートセンター	介護予防と生活の質の向上及び障害のある人々の自立や，社会参加を支援することを目的に県が指定する施設。地域住民の相談への対応に係る支援や市町，地域におけるリハビリテーション実施機関からの相談及び技術支援を行う。	50
	広島県被災者生活サポートボラネット推進会議	災害時等の緊急時に被災者への生活サポート活動を迅速に行うことができるように，関係機関・団体のネットワークを強化するために設置した会議。	20
	広島県福祉人材育成センター	社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に基づき，福祉関係の人材確保と人材養成などの事業を進めるため，知事の指定を受けて，社会福祉法人広島県社会福祉協議会に設置された組織。福祉に関心のある人や福祉の職場で働きたい人と福祉施設・事業所とのマッチングや合同説明会の開催，必要な資格とその取得方法等の相談を行っている。	73

	用語	解説	ページ
ひ	広島県福祉のまちづくり条例	全ての県民が自らの意思で自由に行動し、社会参加できるような環境の整備に向けて平成7（1995）年に制定した条例。 多数の人が利用する建築物や道路、公園等について、全ての人が円滑に利用できるよう、スロープや手すりを設けること等を定めている。	25, 76, 77, 85
	広島県ボランティアセンター	地域に根ざした住民自身によるボランティア活動の推進を図るため、社会福祉法人広島県社会福祉協議会に設置された組織。ボランティア活動の相談・援助や学習会の開催、情報提供を行い、災害時には活動相談や支援を行っている。	20
	広島県優先調達方針	平成25（2013）年度施行の国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条に基づき、広島県の定めた障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針。年間の優先調達目標額や調達推進のための取組等を定めている。	33
	広島県リハビリテーション支援センター	介護予防と生活の質の向上及び障害のある人々の自立や、社会参加を支援することを目的に県が指定する施設。広域支援センターへの支援や、関係団体、医療機関等との連絡・調整及び連携を行う。	50
	広島口腔保健センター	一般の歯科医療機関では対応が困難な障害のある人たちの口腔保健の向上を図ることを目的として、広島県歯科医師会及び郡市区歯科医師会が設置及び管理運営を行っている施設。	43
	ひろしま産業新成長ビジョン	おおむね10年先を見据え、本県産業の進むべき方向性や道筋を示す基本指針として、平成23（2011）年7月に策定した計画。	83
	ひろしま版ネウボラ	妊娠期から子育て期までの切れ目のないサービスをワンストップで提供する子育て・見守り拠点。 「ネウボラ」は、フィンランド語でアドバイス（neuvo）の場所（1a）という意味で、妊娠期から子育て期にかけての、母子とその家族を対象とした切れ目のない子育て支援制度のこと。	46, 54
ふ	福祉型障害児入所施設	18歳未満の障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行う施設。	66
ほ	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進するサービス。	52
	放課後児童クラブ	昼間、保護者がいない家庭の小学校児童に対し、学校の空き室などの身近な社会資源を利用して、その育成・指導、遊びなどによる発達の助長などのサービスを行う施設。	53

	用語	解説	ページ
ほ	放課後等デイサービス	学校（幼稚園，大学を除く。）に就学している児童に対し，生活能力向上のために必要な訓練，社会との交流の促進，その他必要な指導及び訓練を行うサービス。	52, 58
	防災情報システム	災害時に被害情報（人的被害・住家被害など）について，市町等関係機関と連携し，情報収集を行い，また，避難勧告等の発令状況や避難所の開設状況などを「広島県防災Web」で提供しているシステム。音声読み上げソフトに対応した「視覚障害者向け防災情報メールシステム」により気象の注意報・警報や避難勧告等の発令情報などの提供を実施している。	78
	法定雇用率	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）により定められた事業所における障害者（身体障害者，知的障害者又は精神障害者）の雇用割合。	29, 30, 32
	ボランティアコーディネーター	ボランティア活動を行いたい人とボランティアの応援を受けたい人・組織などを対等につなぐ専門職。	20
ゆ	郵便（など）による不在者投票	名簿登録地の市区町の選挙管理委員会に投票用紙など必要書類を請求し，交付された投票用紙に自宅等自分のいる場所において記載し，これを郵便等によって名簿登録地の市区町選挙管理委員会に送付する投票制度。	23
よ	要配慮者	高齢者，障害者，乳幼児その他の特に防災上配慮を必要とする者。	13, 78
れ	レスパイト	家族等介護者の病気や出産，冠婚葬祭，学校行事など介護が困難な期間や休息支援。	49
ろ	6次産業化	農林漁業としての1次産業に，2次産業としての製造業，3次産業としてのサービスや販売業等を総合的かつ一体的に展開すること。	32, 35

3 計画の策定体制

(1) 広島県障害者施策推進協議会条例

昭和四十七年三月二十三日条例第二十四号

(趣旨)

第一条 この条例は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第三十六条第三項の規定に基づき、広島県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 協議会は、委員二十一人以内で組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第三条 学識経験のある者、障害者及び障害者福祉に関する事業に従事する者のうちから委嘱された委員の任期は二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(会長)

第四条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第五条 協議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(雑則)

第六条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会にはかって定める。

(2) 広島県障害者施策推進協議会委員名簿

※敬称略，県職員を除き五十音順，【 】は推薦団体

氏名	所属・職名	備考
いのうえ かずなり 井上 一成	広島県知的障害者福祉協会 副会長	
いもと けんいち 井本 健一	広島県建築士会 副会長	
おかもと ひでと 岡本 英登	【広島県精神保健福祉家族会連合会】	
おだ たつお 小田 龍雄	広島県身体障害者団体連合会 副会長	
かねこ まゆみ 金子 麻由美	広島県手をつなぐ育成会 副会長	
かみかわ かつみ 上川 克己	広島県歯科医師会 常務理事	
きぬがさ まさずみ 衣笠 正純	広島県社会福祉協議会 常務理事兼事務局長	
くさみち としこ 草道 敏子	広島県精神保健福祉家族会連合会 理事	
こくしょう ひろこ 國生 拓子	広島大学大学院 教授	
ごとう じゅんこ 後藤 淳子	広島難病団体連絡協議会 会長	
さつき としお 梶月 利夫	広島県民生委員児童委員協議会 副会長	
せきがわ あきこ 関川 章子	【広島県身体障害者団体連合会】	
たかがき ひろのり 高垣 廣徳	広島県市長会（東広島市長）	
てらお あきら 寺尾 明	【広島県手をつなぐ育成会】	
にしむら いづみ 西村 いづみ	県立広島大学 講師	
はやし まこと 林 誠	広島県身体障害者施設協議会 会長	
ひらいし かのう 平石 協	広島県精神障害者支援事業所連絡会 会長	
みしま ひろのり 三島 浩徳	広島障害者職業センター 所長	
わたなべ こうじ 渡邊 弘司	広島県医師会 常任理事	会長
たなか ごう 田中 剛	広島県健康福祉局長	

4 計画の策定経過

策定経過

平成30（2018）年

- 6月8日 平成30年度第1回広島県障害者施策推進協議会の開催
- 8月9日～10月18日 障害者関係団体へのヒアリング実施
- 10月12日 平成30年度第2回広島県障害者施策推進協議会の開催
- 12月14日～1月15日 県民意見募集（パブリックコメント）の実施

平成31（2019）年

- 1月18日 県議会生活福祉保健委員会における分野別計画の集中審議
- 1月25日 平成30年度第3回広島県障害者施策推進協議会の開催
- 3月 計画策定






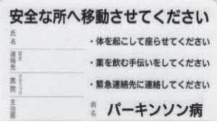
県民意見募集（パブリックコメント）の実施

実施期間	平成30（2018）年12月14日～平成31（2019）年1月15日
公表場所	広島県ホームページ，広島県行政情報コーナー， 広島県健康福祉局障害者支援課，各広島県厚生環境事務所（支所）
公表資料	第4次広島県障害者プラン（広島県障害者計画）（素案） ・全体版 ・概要版
受付方法	郵便，ファックス，電子メール，電子申請
御意見をいただいた 主な項目	就業機会の拡充と雇用促進 工賃向上のための取組 居住系のサービス基盤の整備 人材の育成・確保 防災対策の強化 など



5 参考【障害者に関する主なマーク】

障害者に関するマークには、主に次のようなものがあります。
御理解、御協力をお願いします。

マ ー ク	名 称 及 び 説 明 等
	<p>障害者のための国際シンボルマーク</p> <p>障害者が利用できる建物，施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。</p> <p>駐車場などでこのマークを見かけた場合には，障害者の利用への配慮をしてください。</p> <p>※ このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し，使用されるものではありません。</p> <p>(所管：公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会)</p>
	<p>身体障害者標識</p> <p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークで，マークの表示については，努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き，このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は，道路交通法の規定により罰せられます。</p> <p>(所管：警察庁)</p>
	<p>聴覚障害者標識</p> <p>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークで，マークの表示については，義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き，このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は，道路交通法の規定により罰せられます。</p> <p>(所管：警察庁)</p>
	<p>盲人のための国際シンボルマーク</p> <p>世界盲人会連合で昭和 59 (1984) 年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物，設備，機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。</p> <p>(所管：社会福祉法人日本盲人福祉委員会)</p>

マ ー ク	名 称 及 び 説 明 等
	<p>「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク</p> <p>白杖を頭上 50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。</p> <p>白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。 (所管：岐阜市福祉部障がい福祉課)</p>
	<p>ほじょ犬マーク</p> <p>身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。</p> <p>身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できます。</p> <p>補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。 (所管：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部)</p>
	<p>オストメイトマーク</p> <p>人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。</p> <p>オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。 (所管：公益社団法人日本オストミー協会)</p>
	<p>ハート・プラスマーク</p> <p>「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸器、腎臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある人は外見からはわかりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。</p> <p>内部障害のある人の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。 (所管：特定非営利活動法人ハート・プラスの会)</p>
<p>(表面)</p>  <p>(裏面)</p> 	<p>パーキンソン病・SOSカード</p> <p>パーキンソン病患者は、薬の効果がなくなり急に動けなくなることがあります。「ウェアリングオフ症状」と言います。</p> <p>このカードを持った人が動けないのを見かけたら、何か手助けを必要としていないか進んで声を掛けてください。</p> <p>「外見からは援助を必要としていることがわからない人」でも、援助を必要としていることを示すカードです。 (所管：全国パーキンソン病友の会・広島県支部)</p>

マ ー ク	名 称 及 び 説 明 等
	<p>ヘルプマーク</p> <p>義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、又は妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークです。</p> <p>(所管：東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課) ※ 広島県は、平成 29 (2017) 年 9 月から無償配布</p>
	<p>耳マーク</p> <p>聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障害者は見た目にはわからないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。</p> <p>このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮をしてください。</p> <p>自分が受けたい援助を示したカードを利用することもあります。(右参照)</p> <p>(所管：一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)</p> <div data-bbox="970 853 1369 1106" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>耳が不自由です</p>  <p>はっきり口元を見せて話して下さい</p> <p>耳マーク</p> </div>
	<p>要約筆記シンボルマーク</p> <p>「要約筆記」という文字による通訳を社会一般に認知してもらい、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮を求めていくためのシンボルです。</p> <p>(所管：特定非営利活動法人全国要約筆記問題研究会)</p>
	<p>手話マーク</p> <p>5 本指で「手話」を表す形を採用し、輪っかで手の動きを表現しています。マークの意味は、「手話で対応します」「手話通訳者がいます」です。</p> <p>(所管：一般財団法人全日本ろうあ連盟)</p>
	<p>筆談マーク</p> <p>相互に紙に書くことによるコミュニケーションを表現しています。マークの意味は、「筆談で対応します」「要約筆記者がいます」です。</p> <p>(所管：一般財団法人全日本ろうあ連盟)</p>

マ ー ク	名 称 及 び 説 明 等
	<p>あいサポートシンボル</p> <p>障害のある人を支える「心」を2つのハートを重ねることで表現しています。後ろの白いハートは、障害のある人を支える様子を表すとともに、「SUPPORTER（サポーター）」の「S」を表現しています。</p> <p>ベースとしている「橙色（だいだいいろ）」は、鳥取県出身で日本の障害者福祉に尽力された糸賀一雄氏の残した言葉「この子らを世の光に」から「光」や、「暖かさ」をイメージするものとしています。</p> <p>また、「だいだい（代々）」にちなみ、あいサポーター（障害者サポーター）が広がって、共生社会が実現されることへの期待も込められています。</p>
	<p>広島県思いやり駐車場利用証</p> <p>身体・精神・知的障害，難病，高齢，けが，妊娠などによって車の乗降や歩行の困難な人が，公共施設やショッピングセンターなどに設けられた専用の駐車スペースを安心して利用できるように，「思いやり駐車場」制度を導入しています。</p> <p>設置（管理）者の協力により「思いやり駐車場」として登録いただいた専用駐車スペースを必要とする人（制度対象者）に，県の発行する「利用証」を交付しています。</p> <p>上マーク：身体障害，知的障害，精神障害，難病，高齢により，障害や症状が固定している人には，緑色の利用証を交付しています。</p> <p>下マーク：対象となる施設に表示しています。</p>

第4次広島県障害者プラン（広島県障害者計画）
平成31（2019）年3月策定

広島県 健康福祉局 障害者支援課
〒730-8511 広島県広島市中区基町 10-52
TEL：082-513-3161／FAX：082-223-3611
E-mail：fusyoushien@pref.hiroshima.lg.jp
ホームページアドレス：https://www.pref.hiroshima.lg.jp/

編集・印刷：社会福祉法人 聖恵会
ワークホーム聖恵

